

南九州市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市規則第44号

南九州市契約規則の一部を改正する規則

南九州市契約規則（平成19年南九州市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第21条中「50万円」を「100万円」に、同条ただし書き中「130万円」を「200万円」に改める。

第25条第1項中「50万円」を「100万円」に、「第21条後段の」を「第21条に規定する」に改め、同項ただし書中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。